

一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会 部会規約

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会（以下「当協会」）が定款第4条（事業）の各事項実施に際して設置する部会の業務及び構成等について必要な事項を定め、もって部会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 部会は理事会の承認を得て設置する。

(種類)

第3条 当協会の部会は次のとおりとする。廃止又は変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 品質・技術部会
- (2) 情報・広報部会
- (3) 災害対応部会

(事業)

第4条 部会は、定款第4条に示す事業のうち次の事業実施に際して必要な事項を行う。

- (1) 品質・技術部会
 - ① 建設発生土のリサイクル技術に関する研究開発及び研修
 - ② 建設発生土のリサイクルの質の向上に関する研究開発及び研修
 - ③ 建設発生土に関する技術者の養成
- (2) 情報・広報部会
 - ① 建設発生土に関する情報、資料の収集及び提供
 - ② 定款第4条各号に付帯する一切の事業
- (3) 災害対応部会
 - ① 建設発生土のリサイクル技術を活用した防災、減災、国土強靱化の推進
 - ② 建設発生土を活用した災害復旧、復興支援

(部会の構成員及び委嘱等、委員会)

第5条 部会に属する構成員（以下「部会員」という）は、原則として理事・監事の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。ただし、任務遂行に必要な場合には、会員から募集するものとし、部会員を希望する会員は、所定の部会メンバー登録書を事務局に提出し、理事長が委嘱する。

2 部会に部会長を置く。部会長は原則として理事の中から理事会の承認を得て、理事長が委嘱

する。部会長は、部会を代表する。

3 部会長は、部会事業実施に際して理事会の承認を得て、学識経験者等を構成員とする委員会を設置することができる。

(任期)

第6条 部会長及び部会員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日とする。ただし再任を妨げない。

(会議等)

第7条 部会は、会議の目的とする事項を示して部会長が招集する。部会の議長は、部会長とする。

2 部会長は、Web会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して、部会を開催することができる

(事業計画および予算、事業報告)

第8条 部会長は、定められた時期に翌年度の事業計画および予算を理事長に提出しなければならない。

2 部会長は、当該年度終了後、速やかに事業報告を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規則は、令和3年11月15日から施行する。